

和泉市ホームステイ・ホームビジット受入実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人を家庭に受け入れて家族と共に生活をするホームステイや、家族と共に過ごし交流を深めるホームビジット（宿泊を伴わない）の受け入れに関して必要な事項を定め、地域に根ざした国際交流及び異文化相互理解促進を図ることを目的とする。

(ホストファミリーの要件)

第2条 ホストファミリーは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和泉市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）に、ホストファミリーボランティア登録をしていること。登録については国際交流協会が定める様式によるものとする。
- (2) 市内に住所を有しており、満20歳以上の者を含む2人以上で家庭を構成していること。ただし、ホームビジットの場合は、市内に住所を有する満20歳以上の者であれば単独世帯でも可能とする。
- (3) 人種・国籍・言語や生活習慣等の違いを認め、互いに尊重し合う異文化理解及び国際交流への取り組みに参画する意思を有すること。
- (4) 家族全員がボランティア精神でホームステイを引き受ける意思を有すること。

(ホストファミリーの資格の取消し)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長はホストファミリーの資格を取り消すことができる。

- (1) 国際交流協会へのホストファミリーボランティア登録解除の申出があったとき。
- (2) 前条各号に掲げるホストファミリーの要件のいずれか1つでも欠くこととなったとき。
- (3) 死亡又は所在不明で連絡が取れなくなったとき。
- (4) 市の信用を失墜させる行為、活動上知り得た秘密の漏えい、その他ホストファミリーとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるとき。

(マッチングの対象となる外国人)

第4条 ホストファミリーとのマッチングの対象となる外国人は、次のとおりとする。

- (1) 日本家庭での日常生活を通じ、日本への理解を深め、かつ、友好親善を図ることを希望する外国人（以下「利用者」という。）
- (2) 利用者は、市が主催又は共催する事業で来日した者及び次条に定める団体（以下「依頼団体」という。）が実施する事業の参加者又は推薦する者で日本での身元が保証できるもの
- (3) 市内の大学等に在学する外国人留学生
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた外国人

(紹介対象団体)

第5条 ホストファミリーを紹介できるのは、営利を目的としない次に掲げる依頼団体とする。

- (1) 国・地方公共団体とその関係機関
- (2) 国際交流・協力事業を行う公共団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた団体

(マッチングの手続)

第6条 市が主催又は共催する事業の場合は、事業着手後、速やかにマッチング手続を行う。

- 2 ホストファミリーの協力を希望する利用者又は依頼団体は、ホストファミリー協力依頼書(様式第1号)を希望日の2週間前までに提出しなければならない。
- 3 市長が前項の依頼内容を適当と認めたときは、依頼内容の要件に適したホストファミリーを国際交流協会に照会し、承諾が得られれば利用者又は依頼団体に紹介するものとする。
- 4 依頼内容に該当するホストファミリーが見つからなかった場合、速やかに利用者又は依頼団体に連絡するものとする。

(保険加入等)

第7条 市が主催又は共催する事業の場合、ホストファミリーは市が加入する補償保険の適用を受けることができる。ただし、事業参加への往復途上での事故等には適用されない。

- 2 依頼団体は、活動中の傷害事故・賠償責任に備え、ホストファミリーを補償の対象とする保険に加入する手続を行い、その費用を負担するものとする。また、利用者に係る傷害事故・賠償責任の補償については、依頼団体がその費用を負担するものとする。

(免責事項)

第8条 ホストファミリー、利用者及び依頼団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 ホストファミリーが活動によって被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、前条の保険から支払われる金額を限度とする。
- 3 ホストファミリーの活動不履行により依頼団体が被った損害について、市は賠償の責を負わない。
- 4 利用者によりホストファミリーが被った損害について、市は賠償の責を負わない。

(経費・報償費等)

第9条 市と国際交流協会が共催する友好姉妹都市事業の場合は、事業終了後に1泊又は1日当たり1人につき3千円、2人につき5千円、3人につき7千円の報償費を、ホストファミリーに支払うものとする。

- 2 前項に掲げる事業以外によるホームステイ及びホームビジットは、無償で引き受けるものとする。ただし、市、依頼団体及び利用者は滞在に伴う食費・交通費等の実費をホストファミリーに支払うことができるものとし、その額については市、依頼団体、利用者及びホストファミリーの協議により定めることとする。

3 依頼団体にホストファミリーに対する経費支援制度がある場合はそれに従い、依頼団体とホストファミリーとの間で清算するものとする。

(庶務)

第10条 ホームステイ及びホームビジット受け入れに関する庶務は、国際交流担当部署が行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ホームステイ及びホームビジット受け入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第6条第2項関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あ て

【申請者】住 所
電 話
E-mail
団体名
氏 名
(代表者名)

印

ホストファミリー協力依頼書

和泉市ホームステイ・ホームビジット受入実施要綱第6条第2項の規定により、
次のとおりホストファミリーの協力を依頼します。

行 事 内 容	名 称	
	滞在期間	
	目 的	
	人 数	男性_____名・女性_____名⇒合計_____名
	出身国	
	年齢層	中学生以下 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 大人
	(具体的に)	

- ・ 行事に関する資料を添付してください。
- ・ 行事内容等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。